

第3期

苫小牧市中小企業振興審議会 報告書

—中小企業振興計画の策定から実行へ—

平成31年4月
苫小牧市中小企業振興審議会

目 次

1	はじめに	1
2	苫小牧市中小企業振興審議会について	2
(1)	第2期苫小牧市中小企業振興審議会からの引継ぎ事項について	
(2)	第3期苫小牧市中小企業振興審議会の活動について	
【参考】計画策定までの経過		
3	創業促進部会の活動結果	4
(1)	苫小牧市中小企業振興計画に関する議論	
(2)	部会における課題と第4期部会への引継ぎ事項	
4	人材育成・事業承継部会の活動結果	6
(1)	苫小牧市中小企業振興計画に関する議論	
(2)	部会における課題と第4期部会への引継ぎ事項	
5	販路拡大・需要開拓部会の活動結果	8
(1)	苫小牧市中小企業振興計画に関する議論	
(2)	部会における課題と第4期部会への引継ぎ事項	
6	今後の中小企業振興のあり方について	10
(1)	苫小牧市中小企業振興計画の着実な実行へ向けて	
(2)	第4期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ	
7	参考	11
(1)	第3期苫小牧市中小企業振興審議会名簿	
(2)	審議会活動記録	
(3)	三役会議の記録（会長、副会長、部会長）	
(4)	創業促進部会の記録	
(5)	人材育成・事業承継部会の記録	
(6)	販路拡大・需要開拓部会の記録	
(7)	苫小牧市中小企業振興計画・計画別冊(別添)	
(8)	苫小牧市中小企業振興条例	
(9)	苫小牧市中小企業振興審議会規則	

1 はじめに

我が国の経済は、平成24年の末を底に緩やかな回復に転じ、中小企業においても景況感は改善傾向にあります。しかし一方で、大企業との生産性の格差は拡大傾向にあり、深刻化する人手不足や経営者の高齢化による事業承継も大きな課題となっております。特に小規模企業者では、深刻な人手不足から人材の確保が進まず、経営者に業務が集中していることから、より一層の経営支援が求められております。

市においては、平成25年に『苫小牧市中小企業振興条例』を制定し、同年に発足した苫小牧市中小企業振興審議会では、これまで「創業促進」「人材育成」「事業承継」をテーマに、中小企業振興における課題・支援方法について議論してきました。

第3期苫小牧市中小企業振興審議会（平成29年6月～令和元年6月）では、これまでの審議会で示した「支援の方向性と重点施策等」を引き継ぎ、市の中小企業振興のための指針として、平成30年4月に「苫小牧市中小企業振興計画～がんばる中小企業を応援するとまチヨップラン（P L A N）」を完成させました。

今後は、本計画に基づき、市・経済団体・大企業・市民が協力して中小企業のための各種事業・取組を推進していくことを期待しています。本報告書は、第3期審議会の活動実績を取りまとめるとともに、第4期審議会で引き続き議論が必要な課題などを整理し、今後の中小企業振興計画の着実な実行に向けて報告するものであります。

第3期苫小牧市中小企業振興審議会 会長 川島 和浩

2 苫小牧市中小企業振興審議会について

(1) 第2期苫小牧市中小企業振興審議会からの引継ぎ事項について

第2期審議会では、「創業促進部会」「人材育成・事業承継部会」「販路拡大・需要開拓部会」の3部会立ち上げや、中小企業の実態を把握するため「市内中小企業実態調査」を実施するなど、中小企業が抱える課題や支援方法について調査・議論を重ねてまいりました。

その結果、審議会では中小企業支援の方向性とそれぞれの重点施策を体系的に考え、中小企業振興に関する施策等を総合的かつ計画的に進めるためには「(仮称)苫小牧市中小企業振興計画」が必要であるとの結論になり、計画策定について第2期審議会から託されました。

(2) 第3期苫小牧市中小企業振興審議会の活動について

第3期審議会（平成29年6月～令和元年6月）では、第2期と同様に「創業促進部会」「人材育成・事業承継部会」「販路拡大・需要開拓部会」の3部会を立ち上げ、第2期より引き継いだ「(仮称)苫小牧市中小企業振興計画」の策定を目指し、活動してまいりました。

平成29年6月29日に第3期審議会が発足し、同日市長から川島会長に計画案が諮詢されたことを受け、審議会では計3回、各部会(勉強会)では延べ10回の開催を経て内容を議論し、取りまとめた結果を11月29日に市長へ答申しました。

審議会で計画の大枠を固めた後、12月から平成30年1月にかけて市議会への報告・パブリックコメント・市民説明会を行い、平成30年4月に計画を完成させることができました。

また、中小企業にとってより身近な計画とするため、市の中小企業振興事業を取りまとめた「計画別冊」も併せて作成・周知し、随時内容を更新しながら市ホームページで公開しております。第3期審議会では、計画本編に加え別冊の作成・更新にも助言を行っており、2年間の大部分を計画策定に費やした結果となりました。

【参考】計画策定までの経過

期日	内容	詳細
(平成 29 年) 6 月 29 日(木)	計画案の諮問 中小企業振興審議会	第 3 期中小企業振興審議会発足 委員委嘱後、市長から審議会川島会長へ計画案を諮問 第 1 回審議会及び 3 部会を開催
8 月 23 日(水) 10 月 18 日(水) 11 月 15 日(水)	中小企業振興審議会・ 各部会	第 2 回～第 4 回審議会開催 審議会は 3 回、部会は任意の勉強会を含め延べ 10 回開催 計画内容について議論を重ね答申内容をまとめる
11 月 29 日(水)	計画の答申	川島会長・渡辺副会長より、審議会でまとめた計画を市長 へ答申
12 月 13 日(水)	市議会への報告	苫小牧市議会第 13 回定例会 文教経済委員会にて計画策定経過を報告
(平成 30 年) 1 月 4 日(木)～ 2 月 5 日(月)	パブリックコメント	※意見なし
1 月 10 日(水)～ 1 月 17 日(水)	市民説明会の開催	1/10 のぞみコミセン 1/11 沼ノ端コミセン 1/17 ココトマ
3 月 14 日(水)	市議会への報告	苫小牧市議会第 14 回定例会 文教経済委員会にて計画の完成について報告
3 月 23 日(金)	中小企業振興審議会	第 5 回審議会開催 計画の完成について報告

3 創業促進部会の活動結果

(1) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論

部会では、第2期から引き続き「地域経済の新たな担い手となる中小企業の創業」を効果的に支援する方法について議論してまいりました。計画には、市の新規創業セミナーをベースとして「創業希望者を創業につなげる支援」「ターゲットを絞った創業促進支援」「支援機関の活用促進」「創業後のサポートなど、経営基盤強化に関する支援」が必要であることを盛り込んでいます。

《主要意見》

- ◆計画では、中小企業と小規模企業をあえて分ける必要はなく、「小規模企業」を含める形でシンプルにまとめるべきである。
- ◆計画の3つの柱を独立で考えるのではなく、各々が連携していく必要がある。
- ◆参加者のレベルに合わせた創業セミナーを実施してはどうか。

(2) 部会における課題と第4期部会への引継ぎ事項

計画策定後、部会でこれまで議論し計画に載せられなかった課題や、第4期で引き続き議論していただきたい内容について、下記のとおり整理しております。

○部会における課題と提案

中小企業振興計画 P16(2)②「専門的な知識・技術を持つ高齢者等の創業を支援します」について、現在該当する事業がないことから、部会では中小企業の技術相談窓口「C-b a s e(シーべース)」と情報交換を図るなどの連携や、高齢者に対しても「新規創業セミナー」の周知を図ることを提案します。

○計画で実施中であるが、改善が必要な取り組み・事業等

- ① 新規創業者への支援強化(補助金・創業後のフォロー等)を検討すること
- ② 国・道の支援策や、各種中小企業支援機関の利用促進を図れるよう、各関係機関との連携を強化し、情報の周知に努めること

○次期部会への申し送り事項

創業はゼロから事業を起こすことから、各種手続きや販路開拓に非常に労力がかかるため、現在社会問題となっている「中小企業の事業承継」と紐付けて、創業希望者を事業承継が必要な企業とマッチングさせるなどできないか、可能性を探ることが必要です。また、事業承継については、小規模企業者を主な対象として取り組みを進める必要があることや、その周知が欠かせないことから、人材育成・事業承継部会と連携し、効果的な施策を展開できるよう検討を重ねていただきたい。

4 人材育成・事業承継部会の活動結果

(1) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論

部会では、昨今社会問題ともなっている、「中小企業の人手不足」をどのように解消すべきか、市の各種事業や取り組みについて部会員から意見をもらうなど、活発に議論してまいりました。計画には、第2期審議会でもテーマとなった「中小企業の人材確保支援」「若者の職業体験支援」「専門性及び技能の育成支援」「経営者・後継者の育成支援」を中心に支援が必要であることを盛り込んでいます。

《主要意見》

- ◆中小企業の人材確保を進めるためにインターンシップを活用し、学生間のみならず、企業間またはその両方の交流を促進すべきではないか。
- ◆「主要支援策」が4つなので、評価指標も4つで良いのではないか(最終的には他部会と合わせて3つの指標とした)。
- ◆評価指標は現在行われていない事業で作成することは難しいので、既存の実施事業から選定するべき。
- ◆それぞれの業種にあわせた人材育成事業が具体的にあればよいと考える。

(2) 部会における課題と第4期部会への引き継ぎ事項

計画策定後、部会でこれまで議論し計画に載せられなかった課題や、第4期で引き続き議論していただきたい内容について、下記のとおり整理しております。

○部会における課題と提案

中小企業振興計画 P17(2)①「地元中小企業によるインターンシップ(職業体験)を活用し、若者の社会性等育成支援を行います」について、現在該当する事業がないことから、今後有効な施策に取り組むことを提案します。

○計画で実施中であるが、改善が必要な取り組み・事業等

[中小企業の人材確保支援について]

- ① 「離職防止処遇改善事業」では、参加企業の声を広く集めることを継続すること
- ② 「若者人材育成事業」では、建設業以外の業種についても検討すること

○次期部会への申し送り事項

部会ではこれまで市が中小企業の人材育成・人材確保として行っている事業等について内容・結果を議論し、市への提言を行ってきました。第4期部会においては、創業促進部会との連携も含め、中小企業の事業承継支援など、市の取り組みを効果的に実施できるよう、継続して議論・提言を行っていただきたい。

5 販路拡大・需要開拓部会の活動結果

(1) 苫小牧市中小企業振興計画に関する議論

部会では、中小企業が長期的に事業を継続していくためには、販路拡大や需要の開拓が必要であるという認識のもと、その効果的な支援策などについて議論を重ねてまいりました。計画には、第2期審議会の議論を引継ぎ「販路拡大・需要の開拓への关心を実施につなげる支援」「商品の開発等に関する支援」「商品のPRに関する支援」が必要であることを盛り込んでいます。

《主要意見》

- ◆販路拡大セミナーについては、実施するだけではなく、参加者に対して補助金等の事業を紹介するなど、実際に中小企業が販路拡大に取り組むまでのフォローが必要である。
- ◆評価指標としては、受講者数や相談件数だけではなく、利用者の満足度や実際に販路拡大につながった数をカウントする方法もある。
- ◆目標値については、具体的かつ現実的な目標を設定すべきである。

(2) 部会における課題と第4期部会への引継ぎ事項

計画策定後、部会でこれまで議論し計画に載せられなかった課題や、第4期で引き続き議論していただきたい内容について、下記のとおり整理しております。

○部会における課題と提案

中小企業振興計画 P19(2)①「マーケティング調査等に要する費用補助など、消費者動向等に的確に対応した商品やサービスの開発等が行えるよう支援します」について、平成30年より市が北海道国際流通機構に加入し、海外への輸出についてマーケティング調査が進んでいると認識しています。しかし、現段階では新たな補助金の創設よりも、中小企業にマーケティングの必要性を周知するとともに、テストマーケティングや国内向け販路拡大の制度設計に取り組むことを提案します。

○計画で実施中であるが、改善が必要な取り組み・事業等

- ・販路拡大・需要の開拓への関心を実施につなげる支援を検討すること
→「販路拡大セミナー」において、平成30年度実施分は計画における指標を上回る来場者があったが、今後はセミナーの開催に加え、中小企業が実際に販路拡大につなげられるよう、マッチングの取り組みや、講師との面談を設定するなどの工夫が必要です。

○次期部会への申し送り事項

部会では計画における評価指標や主要支援策について活発に議論を重ねたことに加え、販路拡大セミナーなど市の販路拡大事業等についても提言を行ってきました。第4期部会でも、市の販路拡大事業をより効果的なものにするため、市へ継続して提言を行うとともに、事業者に対するマーケティング等の必要性及び商品の開発等に対する支援の必要性について、引き続き検討を重ねていただきたい。

6 今後の中小企業振興のあり方について

(1) 苫小牧市中小企業振興計画の着実な実行へ向けて

第3期苫小牧市中小企業振興審議会では、平成29年6月29日に市長から「(仮称)苫小牧市中小企業振興計画素案」を諮問されてから、約5か月間という短い期間でありながら、審議会では3回、各部会では任意の勉強会を含め延べ10回の活発な議論を経て計画案を市長へ答申し、平成30年4月の「苫小牧市中小企業振興計画～がんばる中小企業を応援するとまチョップラン(P L A N)」の策定につなげることができました。

今後は本計画のもと、市内中小企業のための各種事業・取り組みを推進し、また計画を着実に実行することにより、中小企業の振興を図ることを望みます。

(2) 第4期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ

第3期苫小牧市中小企業振興審議会では、その任期の大半を中小企業振興計画策定のための議論・活動に費やしましたが、一方で部会で話し合った具体的な中小企業振興策や、中小企業の現状を踏まえた提案など、次期審議会・部会でも検討が必要な課題について継続協議をお願いします。

また、今後の課題として、委員より様々な意見が上がっていることから、審議会で協議・検討を行っていくとともに、中小企業振興計画・計画別冊に基づいた取り組みや実績に対しても、審議会・部会で検証の上必要に応じて指標等の見直しを図るなど、時代のニーズに合った中小企業振興が実現されることを望みます。

※第4期審議会への引継ぎに係る、委員からの意見

- ・ワンストップサービスの実現
- ・キャッシュレス決済の推進
- ・部会の構成や、審議会における位置づけの見直し
- ・中小企業振興条例の一部見直し

7 参考

(1) 第3期苫小牧市中小企業振興審議会名簿（五十音順、敬称略）

氏名	所属機関等
秋山 集一	苫小牧市商店街振興組合連合会 理事長
石黒 保浩	苫小牧金融協会（苫小牧信用金庫 審査管理部 審査部長） ※平成30年4月、人事異動により委員辞退
岩佐 秀明	中小企業診断士
鏡 吉伸	一般社団法人苫小牧青年会議所 第65代理事長
◎ 川島 和浩	苫小牧駒澤大学 教授
小玉 泰久	公募委員
小山 恵子	公募委員
坂本 修	株式会社 豊月 取締役専務
多田 洋子	苫小牧青色申告会 女性部長
中條 嘉秀	北海道中小企業団体中央会胆振支部 事務所長
西川 良雄	一般社団法人北海道中小企業家同友会苫小牧支部 幹事
平井 典男	苫小牧金融協会（苫小牧信用金庫 審査管理部 審査部長） ※平成30年4月、委員委嘱
保田 ひとみ	苫小牧消費者協会 理事
柳 祥子	公募委員
吉川 祐二	一般社団法人北海道機械工業会苫小牧支部 副支部長
○ 渡辺 末雄	苫小牧中小企業相談所 所長

※氏名欄において、◎印は「会長」、○印は「副会長」

(2) 審議会活動記録

<第1回会議>

日時：平成29年6月29日(木) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所9階 91会議室

出席：委員14名

内容：第3期委員委嘱、会長・副会長の決定

審議会の運営と諮問に係る説明等

<諮問(第1回会議内)>

日時：平成29年6月29日(木)

場所：苫小牧市役所9階 91会議室

内容：岩倉市長から川島会長へ中小企業振興計画案を諮問

<第2回会議>

日時：平成29年8月23日(水) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所北庁舎2階 22会議室

出席：委員12名

内容：計画に係る審議

<第3回会議>

日時：平成29年10月18日(水) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所第二庁舎2階 北会議室

出席：委員14名

内容：計画に係る審議

<第4回会議>

日時：平成29年11月15日(水) 午後1時30分～午後2時10分

場所：苫小牧市役所 7階会議室

出席：委員11名

内容：計画に係る審議、答申案について

<答申>

日時：平成29年11月29日(水) 午後2時00分～午後2時30分

場所：苫小牧市役所5階 第1応接室

内容：審議会(川島会長、渡辺副会長)から、岩倉市長へ計画答申

<第5回会議>

日時：平成30年3月23日(金) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市職員会館 304号室

出席：委員13名

内容：計画の完成報告等

<第6回会議>

日時：平成30年5月23日(水) 午後1時30分～午後2時20分

場所：苫小牧市職員会館 304号室

出席：委員14名

内容：計画の配布・公開、計画別冊の修正について

<第7回会議>

日時：平成30年7月18日(水) 午後1時30分～午後2時40分

場所：苫小牧市職員会館 304号室

出席：委員13名

内容：計画別冊の修正、他市視察結果について

<第8回会議>

日時：平成30年10月17日(水) 午後1時30分～午後2時40分

場所：苫小牧市職員会館 304号室

出席：委員12名

内容：胆振東部地震に係る情報交換、審議会報告書の作成について

<第9回会議>

日時：平成31年1月23日(水) 午後1時30分～午後2時10分

場所：苫小牧市職員会館 304号室

出席：委員12名

内容：審議会報告書の作成について

<第10回会議>

日時：平成31年3月18日(月) 午後1時30分～午後2時30分

場所：苫小牧市職員会館 304号室

出席：委員13名

内容：審議会報告書の作成について

(3) 三役会議の記録（会長・副会長・部会長）

<第1回会議>

日時：平成29年11月8日(水) 午後3時00分～午後4時30分

場所：苫小牧市役所9階 第2委員会室

出席：川島会長、渡辺副会長

内容：計画タイトル・サブタイトル、市長への答申について

(4) 創業促進部会の記録

－所属委員－

渡辺部会長、中條副部会長、秋山委員、石黒委員(～H30.4)、平井委員(H30.4～)、柳委員

<第1回>

平成29年6月29日(木) 午後2時30分～午後3時30分

<第2回>

平成29年8月23日(水) 午後2時30分～午後3時50分

<第3回>

平成29年10月18日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第4回>

平成30年5月23日(水) 午後2時30分～午後3時15分

<第5回>

平成30年7月18日(水) 午後2時50分～午後3時25分

<第6回>

平成30年10月17日(水) 午後2時40分～午後3時35分

<第7回>

平成31年1月23日(水) 午後2時15分～午後3時35分

(5) 人材育成・事業承継部会の記録

－所属委員－

鏡部会長、川島副部会長、小山委員、多田委員、西川委員

<第1回部会>

平成29年6月29日(木) 午後2時30分～午後3時50分

<任意の勉強会>

平成29年7月19日(水) 午後1時30分～午後3時00分

<第2回>

平成29年8月23日(水) 午後2時30分～午後3時55分

<第3回>

平成29年10月18日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第4回>

平成30年5月23日(水) 午後2時20分～午後3時20分

<第5回>

平成30年7月18日(水) 午後2時45分～午後3時35分

<第6回>

平成30年10月17日(水) 午後2時40分～午後3時40分

<第7回>

平成31年1月23日(水) 午後2時15分～午後3時30分

(6) 販路拡大・需要開拓部会の記録

－所属委員－

岩佐部会長、坂本副部会長、小玉委員、保田委員、吉川委員

<第1回>

平成29年6月29日(木) 午後2時30分～午後3時30分

<第2回>

平成29年8月23日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第3回>

平成29年10月18日(水) 午後2時30分～午後3時30分

<第4回>

平成30年5月23日(水) 午後2時20分～午後3時15分

<第5回>

平成30年7月18日(水) 午後2時45分～午後3時35分

<第6回>

平成30年10月17日(水) 午後2時45分～午後3時35分

<第7回>

平成31年1月23日(水) 午後2時15分～午後3時25分

(7) 苫小牧市中小企業振興計画・計画別冊

別添

(8) 苫小牧市中小企業振興条例

平成 25 年 3 月 21 日 条例第 5 号

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。

中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを発展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的・社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。

中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。

- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2条第1項に規定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、経済的・社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。
- 3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。
- 5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

- 2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(苫小牧市中小企業等振興条例の廃止)

2 苫小牧市中小企業等振興条例（昭和49年条例第5号）は、廃止する。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「及び国民健康保険運営協議会」を「、国民健康保険運営協議会及び中小企業振興審議会」に改める。

(苫小牧市企業立地振興条例の一部改正)

4 苫小牧市企業立地振興条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「条例は、」の次に「苫小牧市中小企業振興条例（平成25年条例第5号）附則第2項の規定による廃止前の」を加える。

(9) 苫小牧市中小企業振興審議会規則

平成25年3月21日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市中小企業振興条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）

第12条第6項の規定に基づき、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、条例第12条第4項に規定する者で次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1)市民
- (2)学識経験者
- (3)中小企業者等
- (4)経済団体
- (5)その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業経済部産業振興室商業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。